

埼玉県居宅介護支援事業所等における複数訪問費用補助金

【1 申請手続関係】

質問事項	回答
①今回の申請以降、新たに必要ケースが発生した場合は、その都度追加で申請書を提出し続けることになるのか。	①緊急対応の場合を除き、事後申請とならないよう、まとめて申請していただくようお願いします。
②要綱第4条第2項にある緊急性等を勘案して急遽対応するケースについては、訪問前に県高齢者福祉課宛に電話などで事前報告が必要か。	②お見込みのとおりです。
③チェックリストにある「ハラスメント相談窓口」は県に設置されている窓口の認識でよいか。また、相談は必須か。	③お見込みのとおりです。 また、補助金の交付を受けるにあたっては相談窓口への相談は必須となります。

【2 補助対象】

質問事項	回答
①訪問者について、主任介護支援専門員は対象となるか。 ②一人の利用者の複数回訪問が対象なのか、暴力行為等の可能性がある場合の1回のみの訪問のケースについて、介護支援専門員との同行訪問での申請は可能か。	①主任介護支援専門員が訪問する場合の同行者についても対象となります。 ②今回の補助制度については、利用者やその御家族からの暴力行為等に対応するための補助となります。 よって、暴力行為等の可能性がある利用者宅への訪問の際には、一人の利用者等に関して複数回でも1回のみでも対象になります。 また、暴力行為等がある利用者宅へ訪問する主任介護支援専門員の同行者が、介護支援専門員の場合でも補助の対象となります。
要綱第2条（4）「同行者」について、同じ事業所で働く、当該利用者を担当していない職員は補助金の対象となるのか。	対象となります。
同行者については、同一の業務（居宅介護支援事業所）でなければ、同一法人の者で別表1に掲げる資格を保有している者は、同行者の要件を満たしていると考えてよいか	同行者は同一事業所（同一法人含む）の職員でも補助対象となります。 ただし、要綱第2条（4）にあるとおり、「訪問者と同一の業務（居宅介護支援等の提供を含む。）又は他のサービスの提供等を主たる目的として同行する者」は補助対象となりませんので御注意ください。
市町村直営の地域包括支援センターは対象になるのか。	市町村直営の地域包括支援センターが行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援については、補助の対象とはなりません。

【3 その他】

質問事項	回答
申請時の計画書の作成について、訪問予定回数を計画するにあたりどの程度の回数を想定すればよいか。	今回の補助は、介護支援専門員が暴力・ハラスメント行為等がある、そのおそれがある利用者宅へ介護報酬の対象となる居宅介護支援及び介護予防支援を行う場合の同行が対象となります。 ケアプランの作成や関係機関等との調整などで見込まれる訪問回数を計画書に記載してください。

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業補助金

【1 領収書等の取扱いについて】

質問事項	回答
①証拠書類について、振込みで支払う場合、領収書が発行されないため、WEB上で取得できる金融機関で手続きしたことがわかる書類をもって、領収書に代えることが可能か。	①可能です。
②領収書に事業所名を記載することについて、取引は法人同士であるため、事業所名は宛名以外に記載されていてもよいか。	②同一の領収書・請求書上で「法人名」「代表者名」「事業所名」が確認できる場合であれば、事業所名が宛名以外に記載されていても、根拠書類として受け付けます。 ただし、実績報告で提出していただいた領収書等の書類で確認が難しい場合は、そのほかの書類（例えば法人と事業所の関係がわかる書類）の提出をお願いすることもありますので御了承ください。

【2 補助対象物品の範囲・適用基準（ボイスレコーダー）】

質問事項	回答
①訪問時の安全確保を目的として、AI ボイスレコーダーの購入を検討している。本製品は録音を主目的とした専用機器であり、音声の録音機能に加え、AI による文字起こし・要約機能を備えている。本製品は実施要領に記載されている「ボイスレコーダーと同等と認められる物品」として補助対象となるか。 ②また、補助対象となる場合、見積書やカタログ以外に提出が必要な資料はあるか。	①補助対象とします。 ②交付申請時に追加で添付していただく資料はありませんが、内容が不明瞭な場合は追加提出を依頼する場合があります。
①ボイスレコーダーの購入を考えているが、申請前に購入でなく、申請後に補助金の交付決定が出てから購入することによってよいのか。 ②（①で良い場合）申請書の内訳表に記載する金額（現在出ている額）と、決定後に購入するときの金額が異なっていた場合（単純に値上がりや、在庫の関係で購入先が予定と変わることも考えられる為）どうなるか。	①補助金の交付決定後の購入で結構です。 ②補助申請をいただいた後、予算の範囲内で交付決定をしますので、補助金の交付は、交付決定額の範囲内となります。よって、交付決定額を超える差額分は事業所で負担していただくことになります。

③購入については店舗でなく種類や在庫が豊富にあるインターネット販売店からの購入でもよいか。	③インターネットで購入する場合も、補助の対象とします。しかし、領収書に購入先の業者名、法人名（事業所名）、購入金額（税抜がわかるもの）、購入年月日、支払年月日の記載が確認できないと交付することはできませんので、御注意ください。
「ボイスレコーダー等」に含まれる機器として、対象となる具体例があるか。	具体例は特にありませんが、録音装置を想定しています。

【3 補助対象物品の範囲・適用基準（防犯カメラ・映像機器）】

質問事項	回答
事業所内に設置する防犯カメラ、防犯砂利、スマートロック、警報装置の購入費用は補助対象になるか。	当該補助金は、防犯対策を目的とした補助金ではなく、介護支援専門員に対する暴力・ハラスメントなどの安全確保対策を目的とした補助事業となり、利用者宅へ訪問する場合に必要な物品等の購入費用を補助対象としています。 よって、事業所に常備及び設置するものについては、補助の対象として想定しておりません。 なお、固定電話用の通話録音装置については、事業所に設置するものですが、訪問支援に必要な連絡手段となるものであるため、補助の対象としています。

【4 補助対象物品の範囲・適用基準（ボイスレコーダー）】

質問事項	回答
事務所電話の留守電機能がなく、安全対策で導入したいのですが、対象になるか。	電話機本体の購入費用については補助の対象とはなりません。また、録音機能を内蔵した電話機の購入も対象にはなりません。
現行の電話交換機から、通話録音ファイルを外部に保存するための交換機設定変更費用は該当するか。録音可能時間が短いため外部に退避保存しておく必要があるが、これについては、特に購入するものはない。また、録音ファイルをテキスト化する場合のソフト購入費は該当するか。	今回の補助金ではハード的な機器（この場合は記録録音機器）の購入を補助対象と想定しているおり、テキスト化のためのソフト購入費は対象になりません。
地域包括支援センターに関しては様々な業務を行っており、介護予防だけに限定しない電話の授受も行っている。通話録音装置等の物品購入等を行えるのか。	指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業以外は補助対象外となります。よって、事務量を勘案して介護予防支援事業分のみわかる内訳を添付の上、按分した金額で申請してください。

【5 補助対象物品の範囲・適用基準（その他）】

質問事項	回答
以下のものが対象になるか。 ①事務所に常備する、さすまた(事務所に暴漢等が侵入した場合の対策) ②事務所内用タクティカルライト(事務所に暴漢等が侵入した場合、逃げるまでの時間をかせぐための防犯用ライト)	①②当該補助金は、介護支援専門員に対する暴力・ハラスメントなどの安全確保対策を目的とした補助事業となり、利用者宅へ訪問する場合に必要な物品等の購入費用を補助対象としています。 よって、事業所に常備するものについては、補助の対象として想定しておりません。なお、固定電話用の通話録音装置については、事業所に設置するものですが、訪問支援に必要な連絡手段となるものであるため、補助の対象としています。
防犯用 超高輝度 LED ライト（手持ち懐中電灯）は対象物品になるか。	安全確保対策のための購入費用について交付要綱及び実施要領に例示していないものについて、訪問支援の際に必要なものであるかどうか疑義がある場合は、その用途を各申請者にお伺いして補助対象となるか否か判断させていただきます。
SOS 通報装置付きスマートウォッチは対象になるか。	スマートウォッチは、様々な用途で利用される汎用性があるものと考えられるため、補助対象外となります。
防犯用フラッシュライト（逃げる時間の確保目的）は対象になるか。	使用によって、相手の身体に害を追わせるようなものと考えられるため補助対象外となります。
補助対象経費には催涙スプレーも含まれるか。	使用によって、相手の身体に害を追わせるようなものと考えられるため補助対象外となります。
補助対象事業として「防刃チョッキ、防犯ブザー等の物品購入費」と記載されているが、防刃パーカー、防刃ブルゾンが補助の対象となるか。	いずれも防刃チョッキと類似のものと認められるので対象となります。

【6 補助対象物品の範囲・適用基準（カメラ）】

質問事項	回答
「（補助対象経費等）（1）」のウまたはエに、ヘッドマウントカメラは含まれるか。 含	訪問の際の居宅（私的領域）内での撮影に係る毎回の事前同意取得の困難さやそれに伴う法的リスクの存在から、かえって紛争を生じさせる危険が存在することから、対象外とします。
同等と認められる機器に、vlog カメラやアクションカメラは含まれるか。	訪問の際の居宅（私的領域）内での撮影に係る毎回の事前同意取得の困難さやそれに伴う法的リスクの存在から、かえって紛争を生じさせる危険が存在することから、対象外とします。
録音装置等の購入事業において、「エ 防刃チョッキ、防犯ブザー等の物品購入費」とあるが、この「等」の中には「ウェアラブルカメラ」も含まれるか。	訪問の際の居宅（私的領域）内での撮影に係る毎回の事前同意取得の困難さやそれに伴う法的リスクの存在から、かえって紛争を生じさせる危険が存在することから、対象外とします。